

成年後見制度利用促進専門家会議の設置について

平成30年6月21日
関係省庁申合せ

1. 目的

成年後見制度利用促進基本計画における施策の進捗状況を把握・評価し、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、必要な対応を検討することを目的として、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第13条第2項の規定に基づき、成年後見制度利用促進専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

2. 委員

委員は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者のうちから厚生労働大臣が委嘱する。

3. 委員長

- (1) 会議に、委員長をおき、委員の互選により選任する。
- (2) 委員長は、会務を総理する。

4. 会議の公開

- (1) 専門家会議の議事は原則公開とする。
- (2) 専門家会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

5. 事務局

専門家会議の事務局は、厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室に置く。

6. 雑則

前各項に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。